

『昭憲皇太后実録』に見る皇后の知育・徳育

所 功

目 次

- 序 『昭憲皇太后実録』の刊行
- 一 一条家における誕生と修学
- 二 皇居内で始められた御養蚕
- 三 富岡製糸場への行啓と激励
- 四 明治初期に日課修学の励行
- 五 元田永孚の『帝鑑図説』進講
- 六 『勸善訓蒙』と『十二徳』御歌
- 七 生涯続いた御講書始の陪聴
- 八 近代的な女学校教育の推奨
- 九 『明治孝説録』と『婦女鑑』
- むすび―慈善救護事業への貢献―
- 補注 (1) (36)
- 付表 関係略年表

序 『昭憲皇太后実録』の刊行

今年(平成二十六年)は、大正三年(一九一四)四月十一日に崩御された昭憲皇太后の百年祭にあたる。この機会に、明治神宮の監修による宮内庁編『昭憲皇太后実録』(以下略称『実録』)が吉川弘文館から公刊された。

その「編修要項」に基づいて纏められた記事で注目すべきは、(一) 皇后の皇居内における恒例・臨時の朝儀および祭祀への出御(代参も)、(二) 東京近郊・全国各地への行啓(社寺への参詣なども)、(三) 来朝した外国の元首や大公使など要人との面会(記念の贈答なども)、(四) 多様な慈善事業の激励や被災者などの慰問(使者派遣も)、(五) 学問・教育・文化の修得と貢献や近代産業の奨励(賜謁・下賜なども)等に関する実

例を一々とりあげている。これらは近世までの皇后にあまり例のないことであって、近代皇后の新しい役割を積極的に担われた実情が記録されている。

昭憲皇太后については、既に多くの著書・論文があり、重要な御事績はほとんど明らかにされている。とはいえ、このたび明治神宮から刊本を受贈して、全文を丹念に通読したところ、より詳しい事実を確認したり新たに発見しえたことが含まれており、僅かながら通説を修正する余地も見受けられる。

そこで、本稿（七月二日研究会発表）においては、この刊本『実録』をおもな手懸りにしながら、明治の皇后が知育・徳育に関して御自身どのような修学をされたのか、また近代明治の知育・徳育にどのような貢献をされたか、具体的に検討し確認したい。

一 一条家における誕生と修学

美子皇后の誕生は、嘉永二年（一八四九）四月十七日であり、『実録』も「嘉永二年御年一」（上巻一頁上1。以下同様）と記す。ただし、慶応三年（一八六七）六月二日、入内にあたり「天皇との御年齢の差三歳」は、数えて四つとなり「世俗四つ目と称して之を忌む」ために「御年齢十九歳を十八歳に改め」られた（上17）。よって本稿（年表も）では、実際の生年を零歳とし、他の人々も誕生の月日に関係なく、当年を正月

から満年齢（算用数字）で示す。

その実父は、一条忠香（二八一―一八六三、当時権大納言・37歳）である。一条家は、五摂家の一つで、忠香の父忠良は関白を務めているが、忠香は維新前夜に左大臣（52歳）で薨じた。

また生母は、「一条家の医師新畑大膳の女民子」で、忠香との間に三女として幼名寿栄（すえ）（のち美子（はるこ））を生んだ。しかし、まもなく忠香の正室として入った伏見宮邦家親王の娘順子女王が「御養母」となっている（上3・7）。

寿栄姫（美子）は、すでに安政二年（6歳）三月から「一条家家臣貫名正那」から漢籍「三字経・論語等の講読を受け」、ついで万延元年（11歳）から「正三位倉橋泰聰に就きて箏道を修め」「華道は、一条家家臣下橋敬亮より指南を受け」（上4・8）。

ついで慶応二年（17歳）七月から「権中納言清水谷公正より和歌の指南を受け」、翌三年（18歳）五月から、あらためて「一条家家臣若松永福に漢籍素読の教授を、同村田豊春に茶道の指南を」、また「元左大臣近衛忠熙に就きて歌道の指南を受け」、さらに六月から「轍仁親王に就きて書道の指南を受けている（上14・16・18）。

しかも、入内治定の直後から東京奠都の明治二年（一八六九）まで二年近く、美子皇后に大きな影響を与えたとみられる

のが、若江薫子（一八三五〜八一）である。若江家は本姓菅原で、父量長が伏見宮家に学問係として仕え、薫子も遵古堂の岩垣月洲に入門して儒学を修め、和歌にも優れていた。³ 慶応三年元月、初めて『孝経』を進講している（上21）。

このように美子皇后は、一条家に生まれ、幼少期から書道・華道・茶道や歌道だけでなく、若松永福や若江薫子から漢籍・儒学の指導も受けて成長された才媛である。

そこで、明治天皇（嘉永五年九月生まれ）より歳上ながら、入内を強く求められ、明治元年（22）十二月二十八日、女御宣下を受け、皇后として冊立されるに至った。

二 皇居内で始められた御養蚕

美子皇后は、明治二年（一八六九）十月、二十日ほどかけて京都より東京へと遷御された。それから一年半後の明治四年三月、皇居の一角で御養蚕を始められたことが、『実録』（上54〜55）に詳しく記されている。その経緯を他の資料も交えて説明しよう。

蚕を養い繭を採り生糸を織って絹にする技法は、古代中国に始まり世界各地へ広まったとみられる。わが国でも、神代の物語はともあれ、おそらく弥生時代に伝来していた養蚕が、古墳時代の大和朝廷で推奨されている。⁴

とはいえ、皇后ご自身が皇居の中で養蚕や製糸をされた確実

な事例は、管見の限り幕末まで見当たらない。それを美子皇后は明治四年（一八七一）から始められたのである。しかも、それは開国に伴う日本の近代化と深い関係があった。

『実録』によれば、皇后（22歳）は「親しく御養蚕を試みたまはん」とされ、大蔵大承の渋沢栄一（30歳）を召し種々相談しておられる。

渋沢（一八四〇〜一九三一）は、現埼玉県深谷市の有力な農家（養蚕・藍作などを営む）に生まれ、従兄の尾高惇忠（一八三〇〜一九〇一）に師事して大義名分の学問（とくに水戸学派の尊王思想など）を修めた。そして京都へ上り一橋慶喜（水戸斉昭七男）に仕え、幕臣として慶応三年（一八六七）パリの万国博覧会に遣わされ、ヨーロッパ各地を見聞して、日本の近代化に何か必要かを学んで帰った。⁵

とりわけ当時、フランスやイタリアなどは、蚕の病害により生糸産業が壊滅状態にあることを知った。そこで、明治に入り新政府の大蔵省に勤めると、生糸を大量に輸出して外貨を稼ぐため、官営の製糸場開設に力を尽くした。

そのころ、皇后からの相談を受けると、彼は最適の人物として遠縁の田島武平（群馬県の島村郷長）を御世話役に推薦し、田島たか等も養蚕婦として上京した。こうして皇居内（吹上御苑）の新御茶屋を「御養蚕所」とする養蚕が始まったのである。⁶

すると、美子皇后は「屢々蚕室に臨御して養蚕の状況を御

「覧」になったのみならず、「千五百疋余の蚕児を御手許に御取寄あり、(御所の)御座所近くに於て之を飼育」され、二ヶ月後の五月上旬には「蚕児の上蔭」を終えて「繭約一石八斗」を獲られたという⁸。

このようにして始まった皇后陛下ご自身による御養蚕は、明治・大正・昭和を経て、さらに平成の今日、格別熱心に続けられており、その意義は極めて大きい⁹。

三 富岡製糸場への行啓と激励

美子皇后がこれほど養蚕に力を入られたのは、古代の伝承を学んでおられたからであるかもしれないが、より直接的には、近代的な輸出産業としての生糸生産を推奨・応援される意図があられたにちがいない¹⁰。

その顕著な一例は、明治六年(一八七三)五月五日「皇居・宮内省・太政官」が「尽く灰焔」に帰してしまい、「赤坂離宮を飯皇居」とされたにも拘わらず、まもなく皇后(24歳)みずから、英照皇太后(40歳)と共に「群馬県なる富岡製糸場の御視察」に出かけておられる(上85～89)。

この富岡製糸場は、明治三年(一八七〇)新政府の伊藤博文や渋沢栄一らが協議を重ねて「官営製糸場設立の議を策定」し、フランス人技師ポール・ブルユナーの「見込書」を採用して、翌四年三月から木骨煉瓦造の大工場を大急ぎで建て、翌五

年十月から操業を開始したばかりである¹¹。

そこへ翌六年六月二十四日に到着された英照皇太后と美子皇后は「撰繭・練糸の作業を御巡覧」になられた。その際、皇后は「いと車とくもめぐりて大御代の富をたすくる道ひらけつ」との御歌を詠み、下賜しておられる。

しかも、帰途(二十六日)現熊谷市の「蚕種大総代」鯨井勘衛の家に立ち寄られ、邸中の蚕室で「親しく生繭・蚕蛾・蔭蚕の状を覽たまひ、かつ勘衛に：養蚕御奨励の御詞を賜」わっている。

さらに、数年後の明治十四年(一八八一)十一月二日、新宿御苑の「華族養蚕社の製糸場に成らせられ、練糸の業を覽」「始めての製糸良好なるを賞」し、「建築中の華族養蚕室」にも立ち寄られた(上270～271)。このように、華族たちにも養蚕・製糸を推奨されていたのである。

四 明治初期に日課修学の励行

これまで述べたとおり、美子皇后は、京都の一条家に生まれ育った姫君である。しかし、明治元年(19歳)入内して翌年東京へ遷られると、当時国策としても重要な輸出用の生糸生産に関心を寄せ、皇居内で自ら養育を始められると共に、当初官営の富岡製糸場を視察するなど、意外なほど積極的に活動しておられる。

それは何故かを考えてみると、美子皇后は早くから和漢の学問に親しみ、入内後も中広く修学に努められていたからこそ、新時代を担われる夫君明治天皇のために、また殖産興業により近代国家を目指す日本のために、ご自身で為しうることを実行しよう、という強い意志（見識）をもっておられたからだと思われる。

このような見識を養われるのに役立ったとみられる修学状況を、『実録』で具体的に確認しよう。

その一つは、明治初期、皇后のために日課（カリキュラム）を組んで行われた御進講である。もう一つは、毎年正月、天皇のために行われた御講書始を聴講されたことである。

まず前者に関しては、明治四年（一八七二）の七月に文部省が設置され、翌五年八月、太政官から「学制」を布告し、全国に学校を設立することになった。それに先立って、同四年十一月、宮内卿徳大寺実則が「近時学制改正により：女子の修学重視せらるる気運あるを以て、皇后亦御修学の為、（加藤）弘之の御進講を聴かせらるべきを上申」したところ、「皇后、之を御嘉納あり、毎月三・八の日（三日・八日・十三日・十八日・二十二日・二十八日の六回）を以て進講せしむること」が定められ、直ちに開始されたのである（上60）。

この十一月には、岩倉具視を団長とする遣米欧使節団、および米国へ留学する女子学生「東京府士族津田仙弥（よしみ）の女梅子（九

歳）・青森県士族山川与十郎妹の捨松（十二歳）」などが謁を賜わり、皇后から「女子にして洋学修業の志、誠に神妙の事に候。：成業帰朝の上は婦女の模範とも相成候様、日夜勉勵可（とくに）致事」との「御沙汰書」を下された（上61）。その際、「外国の文の椿のしたかぜになびきなはてそ大和なでしこ」と詠んでおられる。

そこで、皇后ご自身も「侍読加藤弘之の御進講を聴か」れることになった。加藤（一八三八〜一九一六）は、江戸で蘭学を習い、明治元年（一八六八）から新政府の「政体律令取調御用掛」となり、同三年から天皇の侍読（洋書担当）を拝命し、同十年から開成学校総理（のち帝国大学総長）を務めている。

この当初の皇后への進講内容は判らないが（イ）明治六年（24歳）五月ころと（ロ）翌七年九月ころの「御日課表」は、次頁の表（イ）（ロ）の通りである（上76・104〜105）。

これによれば、（イ）当時は毎月三十三回、（ロ）当時は毎月二十四回（七十二時間。大の月は二十五回で七十五時間）開講されたことになる。しかも、書目（進講者）は、洋書（洋学者）・和書（和学者）・漢書（漢学者）にわたっており、中広く学問を身につけておられたことがわかる。

五 元田永孚の『帝鑑図説』進講

このうち、特に注目すべきは、元田永孚の進講である。元田

表(イ) 明治六年五月ころの「御日課表」

各月の日附(開講日)	書目	進講者
三・八・五・十(3・5・8・10・13・15・18・20・23・25・28・30)	『輿地誌略』	加藤弘之
二・七(2・7・12・17・22・27)	『古事記』	福羽美静
隔日(1・3・5・7・9・11・13・15・17・19・21・23・25・27・29)	『烈女伝』 『帝鑑図説』	元田永孚 福羽美静

表(ロ) 明治七年九月ころの「御日課表」

毎日日附	時間	自午前十時 至同十一時	自午前十二時 至正午	自午後一時 至同二時	自午後二時 至同三時
一・七(1・7・11・17・21・27)	『万国新史』 (加藤) 弘之	語学	美静	『国史纂論』 美静	休
三・八(3・8・13・18・23・28)	『輿地誌略』 弘之	習字	美静	休	『兵要日本地理小誌』 (元田) 永孚
四・九(4・9・14・19・24・29)	『勸善訓蒙』 永孚	語学	美静	休	『兵要日本地理小誌』 永孚
五・十(5・10・15・20・25・30)	『輿地誌略』 弘之	『万国新史』 弘之	休	休	『勸善訓蒙』 永孚
三十一(31)	『輿地誌略』 弘之	休	『兵要日本地理小誌』 永孚	『国史纂論』 美静	

(一八一八〜一八九一)は、熊本の時習館で学び、明治四年(一八七二)から宮内省に出仕し、亡くなるまで二十年近く、天皇・皇后の侍読・侍講を務めている。¹³⁾

彼は漢学・儒学に精通していたから、前掲表(イ)によれば、明治六年五月ころ、一日おきに『帝鑑図説』を進講した。¹⁴⁾

これを進講したことは、元田自身が五年後(同十一年)「還暦之記」に次のごとく述べている(上76〜77所引。少し読み易くするため、注などを加えた)。

是年(明治六年)：今春以来、皇后の侍読を奉ぜり。初め皇后、内旨を伝へて曰く「嘗て西京(京都)に在りて帝鑑図説を読む。今この書を講ぜん事を欲す。かつ音読に達せず。故に音読より教導せよ」と。

永孚、謹みて旨を奉じ、乃ち帝鑑図説の首巻より、永孚まづ声を発して一読すれば、皇后また齊しく玉音を発して永孚が口誦を受誦し給へり。畢りてその講義を付演して反復講論し、聖意の感発あるを待ちて止む。

皇后、天資叡敏、学を好んで倦む事無く、侍読に出る毎に楽しんで之を待ち玉ひ、常に曰く「汝の侍読に出ることを楽しんで待てり」と。また曰く「書を見るの楽しみより(それ以上の)楽しみは無し」と云々。

すなわち、皇后(24歳)は、すでに京都で読んでおられた『帝鑑図説』の進講を侍読の元田(56歳)に求められた。そこ

で、まず音読を繰り返して、それから内容の講読を納得のいくまで聴くことを、いつも楽しみにしておられた様子が如実に伝わってくる。

このような帝王学の教科書は、もちろん天皇ご自身が率先して学ばれ、それを皇后や近侍の臣下などにも勧めておられた。『明治天皇記』（明治十一年正月七日条、四35）には、正月御講書始に付け加えて、天皇が「日常の御講学」として、元田永孚から『帝鑑図説』『国事紀事本末』及び『論語』を日々受講されたことを記すと共に、次のごとく書いてある。

修身の道は、天皇の常に重んじたまふ所にして、既（常カ）に皇后に話するに「正心」「慎独」等の題を以て歌を詠せしめたまひ、また近侍の臣に「読_二經書_一知_二治国之要_一」「克_レ己復_レ礼」「智仁勇」「誠意」「正心」「格物教知」「浩然之氣」「為_レ長者折_レ枝」等の勅題を賜へることあり。『論語』の進講を聴きたまふや、深く叡慮を注がせられ、…漸次經学を好ませらるるに至る。

六 『勸善訓蒙』と『十二徳』御歌

一方、表（口）によれば、元田は明治七年九月ころから、『勸善訓蒙』というテキストを毎月十二回（四日・五日・九日・十日・十四日・十五日・十九日・二十日・二十四日・二十五日・二十九日・三十日）進講している。

この『勸善訓蒙』は、元田の得意な漢籍ではない。実は洋学者の箕作麟祥（一八四六〜九七）が、幕末にフランスへ留学中入手した「法蘭西国学士ボンヌ氏の著述にして、一八六七年（慶応三年）巴勒（パリ）にて刊行せる…小学校にて児童を教へるが為め作りしもの」を翻訳し、明治四年（一八七二）『泰西勸善訓蒙』と題して出版したものである。¹⁵⁾

その内容は、上巻「勸善学の大旨／天に対する務／自己に対する務」、中巻「人に対する務」、下巻「族人に対する務／国に対する務」から成る。多くはフランスの諸書を引くが、末尾の「徳に進むの法」では、「フランクリンの教誨」を挙げ、次のように記している。

米利賢（メリケン）の「フランクリン」といへる人は、電気（エレキール）及び避雷柱等の大発明を為したる学士にして、初めは印書家の士夫なりしが、次に記する所の方法を用ひ、その過失を改めて勸善の徳に進むを得、終に米国の高名なる官長となり、その名を世に顕はすに至れり。

○「フランクリン」は、徳を分かちて十二となし、簡略なる註釈を加へて之を薄冊の巻首に記し、日々その薄冊を看る毎に心を留め、その十二徳の中、一として怠ることなく…みづから警めたり。…

この「十二徳」は、ベンジャミン・フランクリン（一七〇六〜一七九〇）がアメリカ独立に向けて英仏へ渡り奔走中に執筆

した『自伝』の第六章に記されている処世上の教訓にほかならない。それを抄訳して掲出した『勸善訓蒙』の「十二徳」は、左の通りである。(後述の便宜上、箕作による訳語の「第一」を①：の如く示す)。

- ① 節制 積して曰く、昏迷するに至るまで飽饑おほのみくいすること勿なれ。
- ② 沈黙 積して曰く、己に益あり又は人に益ある事に非あらざれば、云ふこと勿れ。
- ③ 順序 積して曰く、事物に皆次第を定め、事を行ふに各々順序を以てす可し。
- ④ 確志 積して曰く、己の為す可き事は必ず之を為すを決し、一旦決したる所は必ず之を遂とぐべし。
- ⑤ 節儉 積して曰く、己の為め人の為めに財を有益の事のみに用ひ、必ず之を無益に費やすこと勿れ。
- ⑥ 勤勞 積して曰く、光陰を無益に過すことなく、常に必ず有益の事を勉む可し。
- ⑦ 誠実 積して曰く、人を欺あざむくことなく、意志・言詞げんし、共に誠を以てす可し。
- ⑧ 公義 積して曰く、人に損害を加ふることなく、人の恩は必ず之に報ゆ可し。
- ⑨ 温和 積して曰く、性情の度に過ぐるを防ぎ、人を恨むの念を制止す可し。

⑩ 清潔 積して曰く、衣服・身体・家屋を不潔になすこと勿なれ。

⑪ 寧靜 積して曰く、小事をもって輕率きようすうに心を動かすこと勿なれ。

⑫ 謙遜 積して曰く、人に対し驕傲きようごうなること勿れ。

しかし元田は、これを訳書のまま進講したわけではない。それは私が数年前に、「教育勅語」の関係資料を調査中、「元田永孚文書」のマイクロフィルムから偶然見付け出した明治元年前後の草稿(17)により知りえたことである。まず冒頭に

弗蘭克林(フランクリン)十二徳の注釈(前掲の各「積して曰く」、簡にして尽せり。然れども初学、之を習ふ、或は約にして着手に難く、或は位次無くして要を得るに苦しむ。故に今、臆見を付して位次を分ち、之が註釈を補し、自省に便すと云。：

とある。これを見ると、十二徳の位次(順番)を殆ど改め、前半に① || ① 節制、⑩ ↓ ② 清潔、⑥ ↓ ③ 勤勞、② ↓ ④ 沈黙の四項目をあげて「右、修養の要」とし、後半に④ ↓ ⑤ 確志、⑦ ↓ ⑥ 誠実、⑨ ↓ ⑦ 温和、⑫ ↓ ⑧ 謙遜、③ ↓ ⑨ 順序、⑤ ↓ ⑩ 節儉、⑪ ↓ ⑪ 寧靜、⑧ ↓ ⑫ 公義の八項目をあげて「右、事に処するの要」とするのみならず、各々に元田の補注(徳目の説明)を加える。そして末尾に、次のごとく結んでいる。

弗蘭克林十二徳の註釈、真に徳を好み善を勉むる者と云ふ

べし。…後の学を為す者、豈^{あたら}効はざるべからず。今聖慮、十二徳に於て、必ず会する所あるべし。平生、聖学の詣^{いた}る処、臣請ふ、面のあたり之を聞くことを希^{ねが}ふ。

これによれば、元田はフランクリンの十二徳とその簡単な註釈を高く評価しながら、その配列を、根本的な「修養の要」と具体的な「事に処する要」に分けて、各徳目に判り易い補説を施したのである。しかも、それを単に「初学」「後の学を為す者」のためだけでなく、「聖慮」（天皇・皇后の叡慮）に「会する所ある」（理解して頂く）ことができるよう、「聖学の詣る処」進講の機会に直接ご説明を申し上げたいと念じつつ、手控えとして作成したものとみられる。

すると、その機会が間もなく訪れた。それが今回公刊の『実録』では、明治八年（一八七五）の末尾（上135～138）に、「是の歳、冬月、四等侍講元田永孚、勸善訓蒙の第二百十八章なるベンジャミン・フランクリンの教誨に関する一章を進講するに当り、フランクリンの自戒のため服膺せる徳目十二項に自説を加へ、手書きして上りしに、皇后深く感銘を受けさせられ、その徳目の意を和歌に詠じたまひて、永孚に下賜あらせらる。」と記されている。

この元田に下賜された皇后御直筆の『御詠歌幅』^①が現存し、今回公刊の『実録』（上195～138）にも収録されている。ただ、その^①と既刊『御集』（24～26）所収の「弗蘭克林の十二

徳をよませたまへる」十二首^②とでは、用字・表現に少異がみられる。しかも、^①には^③にない^④が加えられている。^①を主にし（^⑤）に^⑥を示せば左の通りである（便宜、頭に番号を冠し、また濁点を加えた）。

① 節制／花の春もみぢのあき（^⑦秋）のさかづきも／ほどほどにこそく（^⑧汲）ままほしけれ

② 清潔／白妙（^⑨しろたへ）のころも（^⑩衣）のちりははら（^⑪払）へども／うきは心のくもりなりけり

③ 勤勞／みがかずば玉も（^⑫の）ひかり（^⑬光）はいでざらむ／人のこころ（^⑭心）もかくこそあるべき（^⑮らし）

④ 沈黙／過（^⑯すぎ）たるは及ばざりけりかりそめの／こと（^⑰言）葉もあだに散らざらん（^⑱む）

⑤ 確志／人ごころかくぞあるべき（^⑲かからましかば）しら（^⑳白）玉の／まだま（^㉑玉）は火にもや（^㉒焼）かれざりけり

⑥ 誠実／とりどりに作（^㉓つく）るかざしの花よりも（^㉔もあれど）／匂ふこころ（^㉕心）のまことをぞ思ふ（^㉖うるはしきかな）

⑦ 温和／乱（^㉗みだ）るべき折（^㉘をり）をばおきてはなざくら（^㉙花桜）／まづ笑（^㉚ゑ）むほどをならひてし哉（^㉛かな）

⑧ 謙遜／高ねをも（^㉜高山の）底に（^㉝かけを）うつして山

が (㊦ゆく) みづの／ひく (㊦低) きにつくを心ともな

㊦順序／奥 (㊦おく) ふかき道にもいはん (㊦もきはめむ)

もの (㊦物) ごとの／はじめ終の (㊦本末をだに) みだれ (㊦違へ) ざりせば

㊦節儉／呉竹のほどよきふしをたがへずば／すゑば (末葉) の露は (㊦も) みだれざらまし

㊦寧静／事にふれ (㊦いかさまに) 身はいかさまに (㊦くだくとも) くだくとも (㊦むらぎもの)／こころはゆた

(㊦心は豊) になすよしもがな (㊦あるべかりけり)

㊦公義／よろづ民 (㊦国民を) すくはん道は (㊦も) 近きよ
り／おして遠きに (㊦及ぼさむ) 行よしも哉 (㊦遠き
さかひに)

㊦ (㊦のみにあり) 虚誕／はかりにし鳥の空音そらねも関の戸は／
明あけ〈開の懸詞〉てのちこそあらはれにけれ

これを見ると、十二首の徳目の並び順は、元田が『勸善訓蒙』①～⑫を修正した「自註」〔①～⑫〕と同じ配列になっているから、元田の「自註手録」本に基づいていることは疑いない。その上、前者の趣旨をふまえながら、後者では独自の解釈が詠み込まれており、ここからも、美子皇后の深い教養と高い見識を窺うことができる。¹⁹⁾

七 生涯続いた御講書始の陪聴

叙上のごとく、美子皇后は、明治六・七年(24・25歳)ころ、日課(カリキユラム)を定めて一年中(暑中休暇と毎月数日の休日以外)「日々御修学に励」まれた(上104)。それは同十五年(32歳)まで十年近く行われており、その進講者と進講書を表示すれば、表(A)のとおりである。

ただ、このような日課修学は、天皇も皇后も公務多忙となられるにつれて続け難くなった。²⁰⁾ かしながら、毎年正月中ごろの「御講書始」²¹⁾は、晩年に至るまで熱心に臨席しておられる。

これも当初は天皇のみであったが、『明治天皇紀』(二526)によれば、「皇后を始め女官等、和漢洋、古今の大勢に通ずるの要あるを以て、平素読書を励み、聖上(天皇)御講読の際、陪聴を聴さるべし」との御意向が示された。そこで、明治六年の正月七日から、天皇と俱に皇后も御講書始の儀に臨み、和書・漢書・洋書の進講を聴いておられる。

これは、以後同四十五年(63)までの間に二十七回(都合により中止された時以外)殆ど出ておられる。その進講者と進講書(ないし講題)を列挙すれば、表(B)の通りである。²²⁾

この(A)(B)を通覧すると、美子皇后は、明治初期十年間の日課修学においても、天皇と同様に和・漢・洋の学問を広く身につけておられたから、晩年まで臨席された御講書始で

も、和・漢・洋にわたる碩学の進講を十分に理解され、その見識を磨き高められたものと思われる。

しかも、その重点は、前掲（第五節の末尾）のとおり、天皇ご自身が「修身の道」を「常に重んじ」ておられ、皇后に御話をされる時も「正心」とか「慎独」などの題で御歌を詠むよう求められたという。それを裏付ける御歌は、枚挙の遑もないので、『御集』に「明治十二年（30）以前」として一括する御歌

表（A）

明治	美子皇后の日課修学の進講者と進講書						
6年	福羽美静『古事記』	美静『列女伝』 元田永孚『帝鑑図説』	加藤弘之『輿地誌略』				
7年	福羽『国史纂論』 元田『兵要日本地理小誌』		元田『勸善訓蒙』 加藤『万国新史』				
9年	福羽『古今集』	元田『詩経』『十八史略』	西村茂樹『万国史略』 『西洋事情』				
10年	元田『日本外史』	元田『詩経』『十八史略』					
11年	元田『日本外史』	元田『詩経』『元明史略』	西村（洋書）				
12年	元田『日本外史』	元田『詩経』『元明史略』 副島種臣『大学』等					
14年	元田（和書か）	副島（漢書か）					
15年		元田『論語』『詩経』	西村『物理階梯』				

表（B）

明治	御講書始の進講者と進講書（講題）												
6年	福羽美静 本居豊穎（和書）	元田永孚『大学』	加藤弘之（洋書）										
7年	福羽『古事記』	元田『帝鑑図説』	加藤『西国立志篇』										
8年	福羽（和書）	元田『書経』											
9年	福羽『万葉集』	元田『論語』	西村茂樹『政治学（ヤング）』										
10年	福羽『日本書紀』 近藤芳樹『古今集』 渡忠秋『万葉集』	元田『大学』	西村『英国史』										
11年	近藤『古事記』	元田『論語』	西村『修身論』 （モラル・サイエンス）										
12年	近藤『日本書紀』	元田『論語』	西村『法原』 （モンテスキュー）										
13年		元田『詩経』 西村『易经』											
14年		元田『書経』											
15年	池原香榭『万葉集』	元田『書経』 西村・西尾為忠『礼記』											
16年	高崎正風『古今集序』	元田『論語』	西村『公法会通』 （プルンチュリー）										
17年	池原『万葉集』	元田『中庸』 児玉源之丞『論語』											
18年	福羽『令義解』	元田『書経』	西村『英国文明論』 （J・ハリス）										

45年	猪熊『古語拾遺』	星野恒『周易』	穂積『政治書 (アリストテレス)』
44年	猪熊『出雲風土記』	三島『周易』	穂積『古代都市の祖先 崇拜(クラーランジュ)』
43年	猪熊『祝詞式』	三島『論語』	穂積『ゲルマニア (ヌシトラス)』
41年	猪熊夏樹『古事記』	重野『中庸』	穂積八束『ハムラビ法典』
38年	木村正辞『万葉集』	重野安繹『詩経』	細川『クリミア戦史』
36年	本居『古事記』	南摩綱紀『中庸』	細川『スペイン国史 (アレスコット)』
35年	本居『日本書紀』	三島『書経』	細川『英国国会改革』
33年	本居『万葉集』	三島『大学』	細川『フレリック二世』
32年	本居『日本書紀』	三島毅『周易』	細川『米國憲法制定』
27年	本居『延喜式』	川田『易経』	細川潤次郎『魯國歴史 (J・アボット)』
25年	本居『日本書紀』	川田剛『礼記』	西村『英国史』
23年	物集『続日本記』	元田『周易』	西村『万国史 (ウェルテル)』
21年	福羽『日本書紀』	元田『中庸』	西村『万国公法 (ホイートル)』
20年	物集高見『続日本記』	元田『周易』	西村(病欠)
19年	福羽『日本書紀』	松本通明『周易』	西村『政道学(リーベル)』
明治	御講書始の進講者と進講書(講題)		

の中から五首抄出するに留めよう。⁽²³⁾

- (あ) 慎独／人しれず思ふところのよしあしも照し分くらむ
天地のかみ
- (い) 読書言志／文机にむかふところのうれしきはまことの
道にあへるなりけり
- (う) 礼／人として学ばざらめや鳥すらも枝ゆづるてふ道は
あるものを
- (え) 智／おこたりて磨がざりせば光ある玉も瓦にひとしか
らまし
- (お) をりにふれて／思ふ事いふこと道にあたりなば神のこ
ころも動かざらめや

また、同じく明治十二年以前の御歌のうち、人物が題にあげられているのは、「神武天皇」(君臣の正しき道も檀原の宮のむかしやはじめなるらめ)以下、「弟橘姫」「稚郎子」「天智天皇」「和氣清麻呂」「紀夏井」「小野道風」「小式部内侍」「祇王」「平敦盛」「静」「巴」「木村重成」「藤原荻房」「日野資朝」「児島高德」「源光圀」「大石良雄」「僧月照、および「夏の禹王」「孔丘」「子路」「藺相如」「項羽」「韓信」「趙匡胤」の二十
六名である。

これらの人選は、皇后が明治六年ころから学んでこられた和漢の歴史書・文学書・儒教書および進講者の考え方による影響が少なくないと思われる。

とくに元田永孚が皇后に数年かけて講じた頼山陽著『日本外史』は、幕末維新の志士たちに広く愛読されており、そのような歴史（人物）観を進講者の多くも共有していたとみられる。

従って、これ以後も、人物を題にした御歌を数多く詠んでおられる。²⁴とくに「菅原道真」は三首出ている。明治三十五年（二九〇二）二月、一千年忌の機会には、「菅公会へくだしたまへる」と注記して「君をおもふまことの道のひとすぢはかねてもしるしはなつ矢先に」と詠まれ、忠義を貫く真心に思いを致しておられる。

八 近代的な女子学校教育の推奨

このように美子皇后は、みずから和漢洋にわたる学問の修得を熱心に続けられた。しかも、そのような教育が一般国民、とりわけ女性にも必要なことを実感され、さまざまな働きかけをしておられる。

その大きな柱は、近代的な女子学校教育の推奨である。主な例をあげれば、まず明治八年（26）十一月、日本で初めて女子教員を養成するため創設された「東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）の開業式に臨席して、今後「女教の美果として全国に蕃結すること」（上133）を期待する、という令旨を摂理（校長）中村正直に賜っている。

しかも、その際「生徒青山千世（のち山川菊栄）の『勸善訓

蒙』を、同吉川若菜の『（西国）立志篇』を、同古市洛の『国史撮要』を講ずる（読み説くこと）を聴」かれ、「教場等を御巡覧」になった。のみならず「後日、左の御歌を下賜」しておられる。²⁵（上134）。

みがかずば玉もかがみも何かせん／まなびの道もかくこそありけれ

この御歌は、前述の「弗蘭克林の十二徳」を詠まれた中の「勤勞」の御歌「みがかずば玉もひかりはいでざらむ／人のこ、ろもかくこそあるべき」と近似する。同校では、これに「旋律を付し、生徒をして奉唱せしめ」、校歌として今なお歌い継いでいる。

ついで明治十年（28歳）十一月、東京女子師範学校の付属幼稚園へ行啓され、園児の遊戯や唱歌を御覧になり、ドイツから招聘された保母「松野クララ等の幼稚園教育に関する演述を聞」かれて、その成果を嘉賞され、今後「この園の育て方を普く敷き、人々をして皆洪福あらしめん…」（上185）との御詞を賜っている。

さらに明治十六年（34歳）十一月、英照皇太后（50歳）と共に「学習院」へ行啓され、院長の立花種恭から「女子教則」などを受納された（上313）。続いて同十八年（36歳）十一月、「華族女子校」の開校式に臨御され、「女子は人の母となるべきものにして、その子を誘掖薰陶すべき天賦の本分あるもの」だか

ら、「つとに各地女子校の設けあり。今また特に華族の為にこの校を新設せり。されば入校の女子は、諸科の學術に熟達し、その本分を尽く」(上358)すように、との令旨を賜っている。

しかも、翌十九年(37歳)二月以降、同校へしばしば行啓して「授業を御覧」になり、同年七月の卒業式には初めて「洋装を召させられ」「新築の音楽教室、理化教室等を巡覧し」ておられる(上381)。その上、同二十年(38歳)三月には、同校に「金剛石」と「水は器」の御歌を賜ったので、同校は「直ちに音楽課授業の囑託與好義に命じて御歌に曲を付せしめ、爾後生徒をして式日等に之を奉唱せしむる」校歌とした。それが間もなく「小学校教科用唱歌集」に収録され、全国へ広まったのである(上410～413)。

このような女子校教育の推奨は、上記以外にも多々行われ、それが後々まで続いている。²⁶ いわゆる男尊女卑の風習が強かった従来²⁶の日本社会を近代化するために、女子教育を普及し向上させようとする学校や関係者らを、美子皇后が積極的に激励された意義は、極めて大きい。

九 『明治孝節録』と『婦女鑑』

もう一つ注目すべきは、女子の徳育に役立つ書物の編纂を発案され、その普及にも努力しておられることである。それを為されえたのは、前述の日課修学に進講者として召された人々の

尽力によるところが大きい。

まず形を成したのは『明治孝節録』である。『実録』明治十年(28)十二月二十八日条(上187)に、その成立経緯が次のごとく記されている。

(イ) 皇后、夙に御読書等の間、忠孝節義の人心を感動せしむべきものを選びて、之を女官等に筆記せしめたまひ、以て一書を編みたまはんとおの思召あり。然るに未だ編を畢へざるに、偶々明治六年皇居炎上に際し、その稿悉く灰燼に帰せり。

(ロ) 仍りて、その後更に侍講福羽美静をして前拳を継がしめたまひ、その蒐めて上れる稿に就きて、文学御用掛近藤芳樹をして文を撰ばしめ、之を『明治孝節録』と名付け、出版せしめて庶民の鑑戒に資したまへるなり。

この記事と刊本の序文によれば、本書は美子皇后の「内旨によりて成れるもの」で、ご自身「好みて書を読みたまひ」また近侍の女官らに「なにくれの書をさぐらしめ：新聞紙などより抜き出したる」資料から「忠孝節義の人心を感神せしむべき」実話を集成されたことがある。しかし、それは明治六年(一八七三)の皇居炎上で焼失した。けれども、あらためて侍講の福羽美静が前記の方針を受け継いで「官府賞与の薄冊等より、その伝のいちじるしきをとりあつめ、文学御用掛の近藤芳樹に作文を成さしめ」たものである。²⁷

その筆者近藤の「例言」によれば「この書は、孝悌忠信の操行ある者をえらび：むねと（おもに）農工商の訓戒となさむが為に編輯」したまひ、「親に孝を致し、主に忠を尽くし、兄弟に睦まじく、朋友に信ありて、士以上の（よりも）：まされるがある」実話を沢山列挙する。しかも男性だけでなく、好孝心・向上心に富む各地の女性を積極的にとりあげている。⁽²⁸⁾

それから数年後の明治十七年（一八八四）十月、美子皇后（35歳）は、あらためて「女子の徳性の世道に關涉するところ極めて大なるを思召され、之を滋養せしめたまはんが為、和漢洋・古今を問はず、広く女子の言行の龜鑑となるべき事実を蒐集編纂し、女子の読本に充てしめん」とされた。そのため「宮内省三等出仕西村茂樹をして、その編修に著手せしめられ」、三年後の同二十年（38歳）七月、完成して贈進されるに至ったのが『婦女鑑』六卷にはかならない（上426）。

しかも、先の『明治孝節録』は、刊本を皇族・勅任官・奏任官および地方長官（知事）らに頒布されるに留まったが、この『婦女鑑』は、華族女学校と各地の女学校だけでなく「普く頒賜」されるに至った（同上）。従って、後者が当時の修身（道徳）教育に及ぼした影響は、極めて大きいとみられる。⁽²⁹⁾

この『婦女鑑』については、近年、菅野則子氏や越後純子氏らの詳細な研究があり、それによって重要な事実が従来より鮮明になりつつある。⁽³¹⁾

その一つは、本書が五年前（明治十五年）、明治天皇の勅旨により侍講元田永孚の尽力で編纂された『幼学綱要』を補うものだったことである。すなわち『幼学綱要』は「忠孝を本とし仁義を共にすべし」との本旨に基づき、二十程の徳目に分けて、それぞれ儒書の嘉言や和漢の例話を列挙するが、当初の段階で候補にあった西洋の例話を全て省いている。⁽³²⁾

それに対して『婦女鑑』は、凡例によれば、徳目を編目として揚げないが、内容的に「孝行」「貞節」「母道」「慈善」などの「言行専伝すべき者」を集め「類に従て事実を分載」したが、しかも「婦人自蹟の模訓と為すべき者」でも「既に（幼学）綱要中に掲る所の者は、その重複を避けて之を収載せず」との方針をとっている。

もう一つは、その凡例に示すとおり、「この書、和漢西洋を問はず、古今の婦人伝記中より言行嘉良にして龜鑑と作すに足る者」を集めたところに特徴がある。そして、これを為しえたのは、編者の西村茂樹の見識によるところが大きい。

前述のとおり、西村は漢学だけでなく洋学に明るく、すでに明治十三（一八八〇）文部省編輯局長として撰録した『小学修身書』に最新刊のスマイルズ著・中村正直訳『西洋品行論』などから西洋人（特に婦人）の嘉言・例話を多く引いている。だから、それを『婦女鑑』にも活用することができたのである。その結果、西洋の事例が半数近く（一二〇件中五三件）にのぼ

り、しかも徳目別で「婦道」の次に多い「慈善」は、大部分（一九件中一七件）を西洋の事例が占めている。³³

むすび―慈善救護事業への貢献―

以上、百年祭を機に公刊された『実録』を主な史料とし、近年の研究論著を参考にしながら、明治天皇の美子皇后昭憲皇太后の御事績を「知育・徳育」に絞って検証してきた。それによって確認できたことを、あらためて纏め直せば、次のようにいうことができるであろう。

(一) 一条家で和漢の学などを修めてから入内された美子皇后は、近代化に邁進する明治国家の先頭に立つ天皇の身近にあつて、自ら何を為すべきか考えられ、積極的に実践しようとした。

(二) たとえば、明治の初め輸出品として最も注目された生糸の生産に強い関心を寄せられ、自ら皇居内で養蚕を始められると共に、官営の富岡製糸場などへ出向いて現場の人々を激励され、養蚕を華族の子女にも奨励しておられる。

(三) また新時代にふさわしい皇后となるため、明治十五年（33歳）ころまで、殆ど毎日「日課」に従って和漢洋の学問を修められ、また晩年に至るまで正月の御講書始を陪聴して、和漢洋にわたりバランスよく見識を高め

深めておられる。

(四) その具体例として、元田永孚から『帝鑑図説』（漢文）と『勸善訓蒙』（訳文）の進講を喜んで受けられた。とりわけベンジャミン・フランクリンの訓戒「十二徳」に対しては、同趣旨を独自の解釈で見事な和歌に詠んでおられる。

(五) さらに近代化を担う一般国民、とくに従来軽視されてきた女子の教育を推奨するため、教員養成の東京女子師範学校や華族女学校などへ何度も出向いて、令旨や御歌を賜わり激励された。特に「金剛石」などは文部省唱歌として全国に広まっている。

(六) しかも、知育と共に大切な徳育を向上させるために、侍講の福羽美静らに『明治孝節録』を編纂させ、また西村茂樹に『婦女鑑』を撰録させて全国に頒賜された。後者の嘉言・例話には、日本や中国より西洋諸国の事例が多く収められている。

このように自ら修学に励み、また広く女子教育のために力を尽くされた美子皇后は、まさに近代日本の最もノーブルなエンプレスとして、大きな役割を果たされたことになる。その功績は、多方面に及んでいるが、今なお国内外から高く評価されているのは、慈善救護事業への貢献にほかならない。

その実例は枚挙に遑もない（年表に一部例示）が、たとえば

既に明治十年（28歳）三月、西南事変の傷痍士卒たちに、「御手づから製したまへる」綿撤糸（ガーゼ）などを再三下賜され「官職の別なく用ひしめよ」と沙汰しておられる（上170）。

また、この事変に際して設立された「博愛社」に、同十六年（34歳）から毎年三万円下賜され、同社が国際赤十字社に加盟して「日本赤十字社」と改称した同二十年（38歳）の翌年六月には、一括して十万円も下賜されている（上453）。

ついで、日清戦争中の同二十八年（46歳）正月、手足を失った日本の将兵と清国の捕虜にも「義手・義足」を賜わり（上678）、日露戦争中の同三十七年（55歳）三月にも、日本と露国の傷痍軍人に「義眼・義肢」を賜わっている（下228）。

さらに、明治四十五年四月、美子皇后（63歳）から「万国赤十字聯合 平時救護事業奨励基金」として金十万円御下賜の思召あり」、それが翌月ワシントンで開催の第九回万国赤十字総会において提議され、総会では「奉謝文を可決し感謝の意を表」している（下660～661）。

この件の発端は、今泉宣子氏によれば、五年前、皇后（48歳）から日本赤十字社副社長小沢武雄に対して、ヨーロッパの王室では赤十字の事業にどのような「保護を与へて居るか」と尋ねられた。そこで、小沢からドイツとロシアの皇后が特別基金を寄付されていると奉答したところ、「誠に結構なこと」と応えられ、新しい工夫を加えて提議されるに至った³⁴。その趣旨

（思召）について、小沢は総会の席で、

至仁至愛なる我が皇后陛下は／赤十字事業の根本が人類の心性たる仁愛に在りて、仁愛の心性は、戦時傷病兵士のみならず／平時不幸なる罹災者をも救護せざれば止まざるものなることを惟はせたまひ：

と紹介している。周知のごとく、アンリー・デュナンの提唱した赤十字運動は、「戦時犠牲者の人道支援」であったが、美子皇后の思召により日本から提示し採択されたのは、平時における大災害や伝染病などの被害者・困窮者を救護するような事業を人道的に奨励し支援することにほかならない。

このような美子皇后に直接拝謁したドイツ人がいる。明治二十年（一八八七）宮内省顧問として宮中儀礼の洋風化を担当したオフトマン・フォン・モールで、彼は妻ワンダと共に「屢々皇后の御用を奉仕」したが（上420）、その印象を次のごとく記している³⁵。

国民教育制度への関与（推奨）、病人の看護、日本赤十字会（社）の運営に協力すること、外交団：外国王侯たちの応接、それに（新）時代の文化的なすべての動きに関心をよせることなどが、日常のご生活の中で皇后が最も心にかけられたことからであった。

まことに至言である。それも皇后の生涯にわたる積極的な知育・徳育の成果とみてよいであろう³⁶。

補注

(1) この『実録』編纂作業は、崩御の翌年(大正四年)から始められた。しかし、まもなく歴代(北朝も含む)天皇と皇族に関する伝記と事績を資料に基づいて明らかにする『天皇・皇族実録』の大編纂事業が行われることになり、いったん中止された。ついで昭和十二年再開されたが、同二十年、被災して再び中止となった。

けれども、昭和二十六年五月十七日、貞明皇后(皇太后)の崩御により、まもなく宮内庁編修課で『貞明皇后実録』の編纂が始まり、それと併せて、同三十二年から『昭憲皇太后実録』の編纂が三たび始められ、同三十九年に全二五八冊(同四十一年、年譜四冊も)完成するに至ったのである。

刊本の解題(米田雄介氏)によれば、その原本は、「年月日順にご事績を記した本文と、その典拠となる史資料から成る」が、刊本には本文と年譜のみで、典拠の史資料を省いている。それでも本文二卷(上下合計一五五〇頁)に年譜と解題と索引の別巻(五五〇頁)が公刊された意義は大きい。

なお、宮内省編『明治天皇紀』の刊本(本文十二冊と索引一冊)は、昭和四十三年から十年かけて吉川弘文館より出版された。これには本文各条の末尾に典拠の史資料名が示されている。他に堀口修氏監修『明治天皇紀』談話速記録集成(ゆまに書房、平成十五年)がある。

(2) おもな参考文献は左のとおり。

- ・佐佐木信綱編『昭憲皇太后御集謹解』(朝日新聞社、大正十三年、のち明治神宮叢書収録)
- ・渡辺幾治郎『昭憲皇太后の御坤徳』(東洋書館、昭和十七年。のち同右収録)

・片野真佐子『皇后の近代』(講談社メチエ選書、平成十五年)

・小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』(ミネルヴァ書房・日本評伝選、平成二十二年)

・小平美香『昭憲皇太后からたどる近代』(ペリカン社、平成二十六年)

・打越孝明『昭憲皇太后のご生涯』(中経出版、平成二十六年)。

なお、本稿では、ご在世中について「美子皇后」とか「明治の皇后」と記す。また対象を客観視して敬語・敬称を最小限に抑えた。さらに『昭憲皇太后実録』は『実録』と略称し、文中に引く場合その『実録』すら省いて「」をつけ頁数を示すに留める。

(3) 日本歴史学会編『明治維新人名事典』(吉川弘文館、昭和五十六年)一〇八六頁、斎藤精一郎「維新勤王の女傑贈正五位若江薫子」(『史蹟名勝天然記念物』七の九)など参照。薫子は、清朝の王相編『女四書』の校訂本(嘉永七年刊の通釈『和解女四書』)をのこしている(刊行は卒後の明治十六年)。

(4) 『日本書紀』の神代紀によれば、軻遇突智(かぐつち)が埴山姫に娶(みあ)いて生まれた稚産霊(わくむすび)は「この神の頭の上に蚕と桑と生(な)り、臍の中に五穀生りき」とある。また日神尊(天照大神)は「天垣田を以て御田と為し」て稲作をされ「新嘗きこしめす」と共に、「織殿(はたどの)」で機織(はたおり)をさされていたと伝えられる。このような神話の成立年代は明らかでないが、弥生時代から稲作と養蚕が日本に伝わり、それを古くから朝廷で大切にされてきたことが背景にあつて出来た神代の物語であろう。

また、『日本書紀』の雄略天皇六年(四六二)三月丁亥条によれば、「天皇、后妃をして親ら桑をこかしめ蚕の事を欲」しられ、側近に命じて「国内の蚕を聚めしめ」「嬰兒を宮墻の下に養」つたと

いう。この前半は、『礼記』月令(三月)に「后妃齋戒し、親ら束して桑に向ひ、以て蚕の事を勸む」という古代中国の宫廷行事が参考されているかもしれない。

なお、宮廷の年中行事としては、正倉院御物の中に、光明皇后が毎年正月子日、蚕室を掃く行事のため用いられたとみられる「目利箒」が、聖武天皇の用いられたとみられる稲作用の「子日の手辛鋤」と共に遺っている。

(5) 木村昌人『渋沢栄一』(中公新書、平成三年)など参照。尾高惇忠については、山口平八『水戸学と藍香翁』(埼玉県立図書館、平成三年)など参照。

(7) その際、「蚕種〔新白・小青〕」は田島武平から、また「蚕児十二籠〔二万余疋〕」は宮内大丞の戸田忠至から、さらに大量の桑葉は「和歌山藩知事徳川茂承、野村藩知事戸田氏良より、夫々私邸内に栽培せるものを献上」している。

このうち戸田氏良(一八三九〜九二)は、大垣藩主戸田氏正の次男で、三河畑村藩主戸田氏綏の養子となったが、その藩領(一万石)の一部が美濃国大野郡(現揖斐郡大野町)の野村などにあり、版籍奉還の際「野村藩」と称された(揖斐郡教育会編刊『揖斐郡志』大正十三年、二七八〜二八一頁)。父の氏正や実弟の氏共らと同じく学を好み、近代的な養蚕にも力を尽くしていた。それゆえ、茂承と共に「桑葉」を献上することができたのであろう。

(8) 『実録』(上64〜65・82)によれば、翌年の明治五年三月、群馬県から田島茂平と養蚕婦十二名が吹上御苑内に召され、群馬産と北海道産の蚕種掃立を行い、五月に上族・繭掻を終えて「上糸の繭四石六斗余、真綿繭一石三斗余」を獲たという。

また、現埼玉県熊谷市から新井鼎作と婦人十一名を召されて、右

の「糸繭を繰せしめ、之を縷子・羽二重に織らしめ」られた。その間、皇后は「御手許に於て若干の蚕を親しく御飼養あり、又屢々蚕室に臨御して成育状況及び繰糸の状等を覽」られるほど熱心であった。

さらに、翌六年(24)四月にも、「例年の如く御養蚕を行」うために群馬県から田島弥平らを召され、その尽力で「成育順調にして、皇后亦屢々行啓」された。ところが、同年五月五日「皇居炎上」して「御養蚕所も亦悉く焼失」したので「本年の御養蚕は中止」のやむなきに至っている。

(9) 美智子皇后は、昭憲皇太后から貞明皇后・香淳皇后を経てきた伝統を受け継がれ、昭和の終りに廃止が検討された純国産蚕「小石丸」の飼養も続けられた。そのおかげで、平成六年から正倉院織物の絹糸の復原に役立てられ、今も国宝・重文クラスの修復に活用されている。『皇室』編集部編『皇后さまのご親蚕』(扶桑社、平成十六年)など参照。

(10) 明治神宮謹纂・刊行『新輯昭憲皇太后御集』(昭和四十年)に「明治十二年以前」の御歌として収められる一首「養蚕」(56番)に「いたつきをつめる桑子のまゆごもり国のに、しきも織りやいづらむ」と詠まれているところにも、強い期待が感じられる。

(11) 今井幹夫氏編著『富岡製糸場と絹産業遺産群』(ベスト新書、平成二十六年三月)二一〜四七頁などによれば、この初代場長として着任し、自分の娘をも工女として経営を成功に導いたのは、前述の尾高惇忠(渋沢の従兄、妻の兄)にはかならない。

尚、最近(六月二十一日)ユネスコの世界文化遺産に正式登録されたのは、右の表題どおり富岡製糸場だけでなく、伊勢崎市の養蚕農家「田島弥三旧宅」と、藤岡市の養蚕教育機関「高山社跡」と、

下仁田町の養蚕貯蔵施設「荒船風吹」も含まれる「絹産業の遺跡群」である。

(12) 田畑忍氏『加藤弘之』（吉川弘文館人物叢書、昭和三十四年）など参照。

(13) 海後宗臣氏『元田永孚』（文教書院、昭和十八年）など参照。

(14) 表（イ）に「隔日」として「列女伝」と『帝鑑図説』を併記するから、福羽美静と元田永孚が毎回一緒に進講したとも考えられるが、交互に分担したとも解される。

このうち『列女伝』は、前漢の劉向が立派な女性の史伝を集成した七篇（母儀伝・賢明伝・仁智伝・貞順伝・節義伝・弁通伝・孽嬖伝）に、のち南宋の蔡驥が「続列女伝」を加えて再編したものである。山崎純一氏訳注『列女伝』（明治書院・新編漢文選、平成九年）など参照。

一方『帝鑑図説』は、明の隆慶六年（一五七二）、張居正と呂調陽が、古来の帝王の治績を集め、善い事例（八十一）と悪い事例（三十六）を列挙している。これが江戸時代の幕府や諸藩で為政者の必読書とされてきた。

(15) この『泰西勸善訓蒙』は、明治四年八月、「名古屋学校蔵版」（中外堂刊）の三巻本である。纂作はこれを前篇とし、ついで同六年、アメリカ人ウインズロー著『モラル・フィロソフィー』抄訳を後篇（八冊）さらに翌七年、アメリカ人ローレンス・コック著『システム・オブ・モラル・サイエンス』抄訳を続編（四冊）として、名古屋の永楽屋から出版した。そのうち、小学校の修身教科書としてよく使われたのは前篇である。毛内嘉威・佐藤三三両氏「明治前期における道徳教育と社会教育の關係に関する一考察」（『弘前大学教育学部紀要』第一〇七号、平成二十四年）。国立国会図書館ホー

ム・ページ「近代の肖像／纂作麟祥」の著作（デジタルライブラリー）参照。

(16) 原書は教訓を十三項目記すが、『勸善訓蒙』に抄訳された「フランクリンの教誨」は十二項目である。その理由は、松本慎一・西川正身両氏訳注『フランクリン自伝』（岩波文庫、昭和三十一年）の注解（三〇四頁）によれば、「本書が青年教養の好著である關係から、往々部分的に（情事・純潔の記述など）省略を施したものが少ない」という。

(17) この資料は、国立国会図書館憲政資料室所蔵「元田永孚関係文書」末刊分（マイクロフィルム第七巻一〇七一―一〇七二）「上奏建言草稿」の中にあり、明治五年六月「三條公ニ上ル書」と同七年八月「聖徳」論の間に貼り継がれているから、おそらく同六年前後（五〇七年）の草稿とみられる。その全文は、拙稿「弗蘭克林十二徳と元田永孚の自註・漢詩」（『産大法學』第四三巻三〇四号、平成二十二年、のち拙著『皇室に学ぶ徳育』モラロジー研究所再録）に翻刻してある。

(18) このような異同は、なぜ生じたのか。そもそも進講は、いつ行われたのか。また御歌を賜わったのは、いつなのか。さらに（イ）は十三首あるのに（ロ）が十二首なのはどうか。現状では確証をえないが、先学の説をふまえて、私は次のように考えている。

まず進講年次については、従来、たとえば佐渡谷重信氏の『アメリカ精神と日本文明』潮新書、昭和五十一年、のち講談社学術文庫）では「明治八年のころ」とされ、また平川祐弘氏は『東の橘、西のオレンジ』（文藝春秋、昭和五十六年）所収「フランクリンと明治皇后」の中で「明治八年・九年のころ進講したのだろう」と少し巾をもった推測をされている。

それを前『実録』は、「明治八年冬」としているが、その論拠は明示されていない。ただ別巻の「解説」(もと宮内庁書陵部編修課長の米田雄介氏執筆、四三二頁)は、元田家旧蔵(現在、大阪青山歴史文学博物館所蔵)の「御詠歌幅」を納める木箱に、元田の記した次のような箱書があることを初めて紹介されている。

明治八年乙亥冬月某日、侍講弗蘭克林十二徳於皇后御前。

乃製此和歌、親筆以賜之。謹粧飾之、永伝于家云。

明治二十年丁亥十一月十二日／ 元田永孚謹記

これは明治八年から十二年後、元田(数え七十歳)自身が記したものである。ただ、それより早く三年後(明治十一年)元田自身の手記「還暦之記」(元田竹彦・海後宗臣両氏編『元田永孚文書』第一巻、昭和四十四年、一二四頁)によれば、天皇が明治九年(一八七六)六月初めから七月中旬まで「奥州諸州に巡幸」中、留守を預かった元田は、「皇后に書をよせて、宮中閑雅(かんしよ)の和(夫婦和合)を専らにして：繁栄あらんことを陳じ、上杉鷹山の『女訓』を手写して之を上る(上書草案、別録あり)。亦、弗蘭克林の十二徳に自註を加へ、手銚して之を上」ったところ、「皇后、御歌を賜ふ」とある。

この両者は、一見矛盾するが、共に謹厳な元田の自記である。従つて、前述の「自註」草稿も併せて考えれば、まず(1)元田は明治六年ころ(五年～七年)『勸善訓蒙』の末尾に掲げられるフランクリン「十二徳の註釈」に「自註を加へ」た草稿を作っていた。ついで(2)同八年冬、それに基づいて皇后の御前で進講することができた。さらに(3)翌九年六月ころ(七月中旬以前)、その「自註」草稿を「手録」(清書)して献上した。すると(4)皇后から「御歌を賜ふ」に至った、と解するほかないように思われる。

事実、既刊の明治神宮編『昭憲皇太后御集』は(新輯版も角川文庫本)、十二の御歌を掲げた後に「右十二首、明治九年、弗蘭克林の十二首をよませたまへる」と注記している。

(19) たとえば冒頭の「節制」について、フランクリンの註釈①は、
 氣を失うほど無茶な飲み食いをするなどというストリートな戒めであり、元田の自註①も「身を修むるは欲を節するより始まる。：故に先づ規度を定め、初めに意念を制し(一飲一食、必ず八分を過ぎず、一遊一樂、必ず余地を留む)、己に克ちて礼に復らんことを要す」という固い説教になっている。それに対して美子皇后の御歌①では「春の花や秋の紅葉を楽しみながら益を重ねるのはよろしいが、それもほどほどでやめましようね」という柔いお諭しとなっており、誰の心にも響く。

ところで、①には②にない十三番目の「虚誕」と題する御歌が書かれている。この徳目は、フランクリンの原本にも箕作の訳書にも元田の自註にもないから、もちろん進講もされていない。

この御歌は、『史記』孟嘗君伝の故事や、それを詠み込んだ清少納言の「夜をこめて鳥の空音ははかるとも世に逢坂の関はゆるさじ」(『後拾遺和歌集』↓『百人一首』)がふまえられている。その歌意は、「夜中に鶏の鳴き声を真似て閑守を騙し戸が開けられたら通るようなことをしても、夜が明ければ虚がばれてしましますよ」ということであろう。

では、これが詠まれたのはいつか、また何を意味するのだろうか。それを考える上で注目したいのが、このたび刊本『実録』明治九年十月三日条(上156～157)で初めて知りえた(既刊の『御集』に入っていない)左の記事に伴う御歌である。

是より先七月、三等侍講元田永孚：米沢藩主上杉治憲「鷹山」

の『女訓』を手写して上り、以て御修得に資し奉る。乃ち之を嘉納あらせられ、本日はその御所感を詠じたまへる御歌三首を染筆あらせられ、これを永孚に賜ふ。御歌に曰く（一首省略）

たらちねの親に逢みる心ちしてくりかへしけりふみの一卷
ひたすらに猶こそたのめはばかりの関をも越て告んまことを

この記事は、注(18)に引いた元田の『還暦之記』に基づいており、『女訓』と『十二徳』自註の献上は、同じ明治九年の七月とみてよい。ただし、それを嘉納された皇后から「御歌三首」を永孚に賜わったと記しながら、ここに『十二徳』即応の御歌は入っていない（『実録』）は「御詠歌幅」箱書により、前年（明治八年冬）に十二首を掲げている。

けれども、右に引用した前の御歌は、上杉鷹山が孫娘長姫に書き与えた（著作でなく書写）と伝えられる『女訓』（女五帝訓）を、元田が手写し献上したことに感じ入られて、親に逢うような心ちで、その「ふみの一卷」を繰り返し読んで、と詠まれたものと解してよいとすれば、後の一首も元田自註の『十二徳』と関係があるのではないかと思われる。

そこで、あえて大胆に推測を試みるならば、後の一首は、かつて孟嘗君が知恵をしばらく関の戸を越えて先へ進んだように、元田が敢えて直言（諫言）を憚らず「まこと」を知らせてくれることを、ひたすら頼みにしている、との御心を詠まれたものと解される。元田が「十二徳」を進講するのみならず、「自註」を献上したことは、皇后に自省・修徳を求め促そうとした直諫ともみられるが、それを皇后は甘受され、むしろ感謝してこのような御歌を詠み、元田に賜ったのではないかと思われる。

もし大筋そうであれば、前掲④の十三首目「虚誕」は、どんなに

こっそりごまかしても、やがて汝（元田）に見ぬかれてしまうのだから、私は決して虚をつかないように心がけますよ、という意味かもしれない。

ただ、道徳科学研究会で拙論発表の際に伊東俊太郎博士の指摘された見解であるが、皇后はフランクリンの原本に「十二徳」でなく「十三徳」あることを知っておられたとすれば、元田が纂作の訳本に基づいて「十二徳」しか進講しなかったけれども、そんなごまかしは通りませんよ、と元田をからかわれたのかもしれない。

いずれにせよ、この御歌と上掲の後の一首とは、何らかの関係があり、同時期に詠んで下賜された可能性が高い。ただ、それが②で省かれており、他の十二首にも小異がみられるのは、『御集』収録までに手直しをされたからではないかと思われる。

(20) 天皇の日課修学は、『明治天皇紀』（二―三）によれば、明治三年（一八七〇）から同十四年まで、次頁に表示したような進講を、休日以外ほとんど毎日のように受けられておられる（一）内は毎月月の回数。

(21) 講書の歴史は古く、日本でも律令時代から、大学寮の博士（教官）などが天皇の御前で（皇族・貴族も陪聴する）和漢の古典（『日本書紀』『律令』や『漢書』『論語』など）を進講している。また中世・近世の武家時代にも、將軍の前で正月に「御講書始の式」が行われている。

それを承けて、明治天皇は明治二年正月二十三日、京都御所の小御所で、初めて「御講書始」を行われ、玉松操と平田大角が『日本書紀』、東坊長と中沼了三が『論語』を講じた。しかも同六年正月七日の御講書始からは、和書・漢書・洋書の三分野に亘る恒例ができ、戦後も人文科学。社会科学・自然科学の三分野から代表的な研

表(C) 明治天皇の日課修学の進講者と進講者

明治	漢書の進講者と洋書の進講者	
3年	福羽美静(国書)	中沼了三(漢書)(8回) 松平慶永・秋月種樹 『十八史略』(5)
6年	福羽・元田永孚 『国史纂論』(12回) 福羽『古事記』(6) 三条西季知(歌)(3) 福羽(国文法)(24) 長芑(習字)(24)	福羽『列女伝』(12) 元田『帝鑑図説』(12)
8年	福羽(語学)(6) 福羽(学談)(6) 元田『日本外史』(6)	元田『貞観政要』(6) 元田『小学』習写(6) 西村『大学』習写(6)
9年	福羽(国文法)(3) 渡忠秋(歌書)(3) 元田『統国史略』(6)	元田『貞観政要』(6) 元田『通鑑覽要』(6) 元田『元明史略』(6) 元田『唐鑑』(3)
10年	元田『日本外史』(24)	元田『詩経』(24) 元田『十八史略』(24)
12年	元田『国史紀事本末』 元田『国史略』	副島種臣『大学』(4) 副島『中庸』(4) 副島『中庸』(4) 元田『論語』
13年	元田『国史略』	西村『法制沿革史』(3)
14年		西村『中庸』(1)(2) 西村(洋書)(1)
		福羽・加藤弘之 『西国立志篇』(12) 加藤『輿地誌略』(12) 加藤(独逸語)(24)
		西村『仏国政典』(6) 西村『輿地誌略』(3) 西村『仏国政典』(3) 西村『輿地誌略』(6)

究者による進講が続いている。

(22) 御講書始(B)の進講書・題目には、進講内容を窺わせる該当部分などまで示されているものが少ないので、それを次頁で(イ)(ロ)(ハ)に分けて列挙しよう。

(23) 『新輯昭憲皇太后御集』44～51。なお、同じく明治神宮編刊『類纂新輯昭憲皇太后御集』(平成三年)は、既刊本が「年代別になつて」いたのを「項目別に類纂」したものである。これには、前掲の(あ)(お)が「神祇」、(い)(う)(え)が「典教」に分類されている。その「典教」の綱目別採録歌類は、「道」九首、「徳」二十一首(この中に「弗蘭克林の十二徳」も含む)、「教育」十一首、「教師」三首、「学問」九首、「書」二十二首である。

(24) 『類纂新輯昭憲皇太后御集』では「人事」の「詠史」に前掲の二十九名を入れている。それ以後の御歌に詠まれた人物としては「紀貫之」(明治十四年・二十二年)「司馬相如」(十五年)「源(北島)親房」(十八年)「衣通姫」「白居易」(十九年)「菅原道真」(在原業平)「清少納言」「源義経」「名和長年」「楠正行」「呂公」(以上二十一年。名和長年は二十二年にも、道真と正行は二十三年にも)「源為朝」(二十二年)「紫式部」「北条時宗」(二十三年)「源頼政」(二十四年)「王仁」(二十五年)「加藤清正」(二十六年)「橘逸勢の女」(二十六年)「伊賀局」「熊野(ゆや)」(二十九年)「小督」「春日局」(三十二年)「有智子内親王」(三十五年)「尾張浜主」(三十六年)「几河内躬恒」(三十七年)「賀茂真淵」(三十九年)「可美真手命」(四十三年)「平重盛」(四十四年)の名がみえる(前掲中にある「静」は二十二年と二十三年にも。道真の三首目は本文にあげた三十五年の御歌である)。

(25) この御歌を下賜されたという「後日」は、『実録』に明記され

表(イ) 和書の進講者と進講書

明治9年	進講者	福羽美静	進講和書と該当箇所
11年	近藤芳樹	『万葉集』 卷一「柿本人麻呂作長歌並反歌」 『古事記』 上卷「三神出現」	
12年	〃	『日本書紀』 大化二年正月朔日条〔改新詔〕	
15年	池原香榊	『万葉集』 卷一「藤原宮役民作歌」	
16年	高崎正風	『古今和歌集』 序	
17年	池原香榊	『万葉集』 卷五「山上憶良詠鎮懐石歌」	
18年	福羽美静	『今義解』 卷四・考諫令「徳義有聞」 一条	
19年	〃	『日本書紀』 崇神天皇四年紀	
20年	物集高見	『統日本紀』 文武天皇紀	
21年	福羽美静	『日本書紀』 景行天皇紀(蝦夷平定)	
23年	物集高見	『統日本紀』 慶雲四年四月壬午条	
25年	本居豊頼	『日本書紀』 垂仁天皇二十五年紀(伊勢神宮鎮座)	
26年	物集高見	『万葉集』 卷十八「賀陸奥国出金長短歌」	
27年	本居豊頼	『延喜式』 卷八「出雲国造神賀詞」	
32年	〃	『日本書紀』 雄略天皇五年二月条(校獵于葛城山)	
33年	〃	『万葉集』 卷三「詠不尽山歌」	
35年	〃	『日本書紀』 神武天皇戊午八月条	
36年	〃	『古事記』 上卷「伊邪那岐命得三貴子」	
38年	木村正辞	『万葉集』 卷十八「賀陸奥国出金詔書歌」	
41年	猪熊夏樹	『古事記』 上卷「少名毘古那神」	
43年	〃	『延喜式』 祝詞式「祈年祭」 祝詞	
44年	〃	『出雲国風土記』 国引条	
45年	〃	『古語拾遺』 上卷「天石窟」	

表(ロ) 漢書の進講者と進講書

明治5年	進講者	元田永孚	進講漢書と該当箇所
6年	〃	『大学』 堯典 第二章	
7年	〃	『帝鑑圖説』 李泌優待条	
8年	〃	『書経』 首章 第二章	
9年	〃	『論語』 為政篇の首章「為政以德」	
11年	〃	『論語』 学而篇の首章・第五章	
12年	〃	『論語』 顔淵篇の樊遲問仁章	
13年	元田永孚	『詩経』 閔雎条	
14年	西村茂樹	『易経』 泰卦	
15年	元田永孚	『書経』 舜典	
16年	元田永孚	『書経』 大禹謨「人心惟危道心惟微」	
17年	元田永孚	『礼記』 曲礼篇第三節	
18年	元田永孚	『礼記』 坊記篇「有国家者」	
19年	元田永孚	『論語』 為政篇	
20年	元田永孚	『貞觀政要』 君道	
21年	元田永孚	『中庸』 首章「天命之謂性」	
22年	元田永孚	『論語』 子路篇「子夏為莒父宰」	
23年	元田永孚	『書経』 益稷末章「帝庸作歌」	
24年	元田永孚	『周易』 泰卦「泰小往大来吉亨象」	
25年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
26年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
27年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
28年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
29年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
30年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
31年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
32年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
33年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
34年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
35年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
36年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
37年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
38年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
39年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
40年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
41年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
42年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
43年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
44年	元田永孚	『周易』 乾卦象	
45年	元田永孚	『周易』 乾卦象	

表(ハ) 洋書の進講者と進講書

明治9年	進講者	西村茂樹	進講洋書・進講題名
11年	〃	アンドロウ・ヤング『政治学』 第一章 ヒコック『修身論』 (モラル・サイエンス) 国政篇	
12年	〃	モンテスキュー『法原』 第三篇「政体三種論」	
16年	〃	ブルンチュリ著・丁聴良訳 『公法会通』 卷七	
18年	〃	ジョージ・ハリス『英国文明論』(氣候、地勢、国民氣質の文明に關係ある論)	
19年	〃	リーベル『政道学』愛国心論	
21年	〃	惠氏(ホイートン)『万国公法』 第一卷第二章第十二節「積自主」	
23年	〃	ウエルテル『万国史』 独逸史の一節	
25年	〃	ダルケン『晋王弗勒得力』	
26年	〃	『英国志』 第四卷「約翰紀」	
27年	細川潤次郎	ジョン・アボット『露国歴史』 ペートル大帝の事蹟	
32年	〃	米國憲法制定当時の景況	
33年	〃	晋王フレデリック第二世の逸事	
35年	〃	英國国会改革の顛末	
36年	〃	プレスコット『スペイン国フェルジナンド及イサベラ女王朝廷の歴史』 コロンブス請願	
38年	〃	クリミア戦史	
41年	穂積八束	世界最古のハンムラビ法典の概要	
43年	〃	ヌシトラスの『ゲルマニア』による古ゲルマン民族の建国	
44年	〃	希臘及び羅馬の古典に類はるる祖先崇拜の事蹟	
45年	〃	アリストテレス『政治学』	

ていないが、『昭憲皇太后御集』では「明治九年二月、東京女子師範学校にくだしたまへる」と注記されている。これを重視すれば、『御集』が続けて載せる「明治九年、弗蘭克林の十二徳をよませたまへる」御歌より前となり、後者の第三「勤勞」は、この御歌を直して詠み込まれたものと考えられる。

なお、東京女子師範学校には、右の御歌を賜わったのみならず、明治十二年（30）三月第一回卒業式に臨席され、成業を喜ぶと共に「縦ひ業を卒（おわ）れりとも、ますます勉めて他日大いに成るあることを望む」（上215）との旨を賜わり、右の御歌に曲を付けた唱歌（校歌）を聴いておられる。

（26）共に有名な御歌であるが、念のため左に引いておこう。なお、作曲者の奥好義は、国歌「君が代」の原譜（雅楽譜）作者の一人とみられている（拙著『国旗・国歌の常識』東京堂出版）。

金剛石

金剛石も みが、ずば

珠のひかりは そはざらむ

人もまなびて のちにこそ

まことの徳は あらはるれ

時計のはりの たえまなく

めぐるがごとく 時のまの

日かげをしみて はげみなば

いかなるわざも ならざらむ

（27）さらに美子皇后は、翌十一年（29歳）五月、『明治孝節録』に未だ入っていない「善行美績」を調査報告するよう、宮内卿徳大寺実則から全国の府県長官（知事）に内達させておられる（上179）。

尚、「翻刻『明治孝節録』解題」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊

四四号、平成十九年、四七〇頁）によれば、編者の福羽美静（津和野藩養老館教授）と近藤芳樹（萩藩明倫館国学講師）は近い関係にある。また挿絵を書いたのは、近藤と同郷の画家小田海徳の弟子大庭学仙と推定されている。

（28）全体で本篇四卷一三八章、付録三九章から成り、その実話は全国各地に及んでいる。たとえば、卷四中の「小林某の女」は、美濃（岐阜県）出身の父が「香川県の典事に任じられて」高松へ家族づれで移った娘「かな」をとりあげている。彼女は、高松で「皇漢洋の三学盛んなるを見、方今女子と雖も日新の道に志なくては無用の長物なり」と考え、さらに「開花第一」の東京へ出て「洋学をなさばやと念を起こし」、心配する両親を説得して上京、「鸚鳴塾に入舎し英学・数学を始めたりとぞ」という段階まで記し、「成立の行末は知らねど、その志神妙なり」と賛えている（国立国会図書館本二〇九〜二一〇頁）。

尚、本書については、西谷成憲氏『明治孝節録』に関する研究（『多摩美術大学研究紀要』十一輯、平成九年）、勝又基氏「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞」（『文学』五巻一号、平成十六年）などがある（注27解題参照）。

（29）浅川（越後）純子氏『婦女鑑』―成立事情と徳目構成（『お茶の水女子大学人文科学紀要』四六巻、平成五年）は、宮内庁書陵部所蔵の『婦女鑑編修録』に基づき、本書の編纂が既に明治十四年から元田永孚編『幼学綱要』の関係者によって徳目案を検討し始め、やがて三年後、あらためて西村を編者に命じられた、という経緯を明らかにしている。

（30）片山清一氏「明治前期の小学校修身書にみる女子道徳の変遷」（『目白学園女子短大研究紀要』二号、昭和四十年）など参照。

尚、若桑みどり氏「皇后の肖像―昭憲皇太后の表象と女性の国民化」(筑摩書房、平成十三年)によれば、全国の学校にも家庭にも広まった美子皇后の御真影(写真)の卓上に置かれている書物は『明治孝節録』と『婦女鑑』であろうと推定される。

(31) 菅野則子氏「望まれる女性像―『幼学綱要』・『婦女鑑』を中心に―」、越後純子「『婦女鑑』の研究」(『人間文化創成科学論叢』一三巻、平成十二年)など。

(32) 『幼学綱要』(宮内省蔵版、明治十五年)の徳目は、1孝行・2忠節・3和順・4友愛・5信義・6勤学・7立志・8誠実・9仁慈・10礼讓・11儉素・12忍耐・13貞操・14廉潔・15敏智・16剛勇・17公平・18度量・19識断・20勉職という構成になっている。このうち1〜5は、儒教の重んずる(1)父子・(2)君臣・(3)夫妻・(4)長幼・(5)朋友の「五倫」に相当する徳目とみられる。

その全七巻に収める二二九の例話中、女性の事例は二三にすぎず、しかも日本の話は約半数の一二(他は中国の話)で「貞操」の徳目に集中している。

(33) 注(31)の菅野・越後両氏が別々に作成された詳細な分類表を参考にしながら整理し直せば、表のとおりである(『婦女鑑』の徳目は稿本にあるが刊本では除去)。

西洋(五三件・五七例)の内訳は、アメリカ6・イギリス9・スコットランド3・フランス18・ドイツ7・イタリア4・スペイン2・オランダ2・スイス1・ハワイ1から成る。その一例、巻四にアメリカ人の「サラベーチエ」(ベンジャミン・フランクリンの娘、一八〇八年没⁶⁴)が勇敢に負傷兵のため尽くした逸話もみえる。なお、菅野氏によれば、日本の三四例話中二一例が、上野理一編『皇朝女子立志篇』(明治十五年刊)を典拠としている。

表 『婦女鑑』に見える例話の件数と題名

卷	項目	件数	西洋	中国	日本	日本の例話題名
一	孝行	八	三	二	三	衣縫金継の女(河内)、福依の女(薩摩)、孝女密茲(安藝)
二	友愛	三	二	〇	一	宮女(大阪)
三	婦道上	二	九	三	八	毛利勝永の妻、三宅重国の妻、瀧長愷の妻、黒柳の孝女、美濃部伊織の妻、稻生恒軒の妻、農夫忠五郎の妻、綾部道弘の妻、佐与女
四	勤儉	二	〇	〇	二	鐘尾しので女、二村清助の妻
五	慈善	一九	一七	一	一	鈴木宇右衛門の妻(出羽)
六	母道	一八	三	一〇	五	楠正行の母、清水太郎左衛門の母、湯浅元禎の母、成田喜起の母、小出大介の妻
七	忠誠	三	二	〇	一	忠女福(甲斐)
八	愛国	三	三	〇	〇	
九	識見	二	〇	八	四	徳川秀忠の乳母、徳川頼宣の母、本阿弥光悦の母、徳川吉宗の母
一〇	才学	五	三	一	一	紫式部(京都)
一一	処変	一八	六	六	六	土肥実平の妻、鳥居与七郎の妻、奥村助右衛門の妻、山名禪高の妻、細川忠興の婦人、堀部金丸の妻
一二	雑徳	八	五	二	一	老婆亀(京都)

(34) 今泉宣子氏『明治日本のナイチンゲールたち―世界を救い続ける赤十字「昭憲皇太后募金」の一〇〇年―』（扶桑社、平成二十六年）。同書（二四二―二四四）によれば、ドイツ皇帝ウィルヘルム一世のアラグスタ皇后から一八七七（明治二十）年に六千マルク寄付され、またロシア皇帝アレクサンドル三世のマリア・フョートルオプナ皇后から一八九二（明治三十五）年に十万ルーブル寄付されて、各々の基金が設立されたが、両方とも赤十字の本来的な戦時救援事業に使われた。しかも、後者はロシア革命によって消滅し、前者も続かず、今ではナイチンゲール記章の資金を補うにすぎない。

それに対して、「昭憲皇太后基金」(The Empress Shoken Fund) は、明治四十五年（一九一三）皇后御下賜の元金十万円（現在評価約三億五千万円）を基に、その後も増額が行われ、その助成が百年後の今日まで続いている。

(35) オットマール・フォン・モール著（金森誠也訳）『ドイツ貴族の明治宮廷記』（講談社、平成十三年）

(36) ちなみに「昭憲」の追号は、『周易』晋卦の「君子以自昭明德」及び『書経』説命の「惟聖時憲」などを典拠としている（下74）。

なお、五月二十四日の大喪儀における宮内大臣波多野敬直の「誄」では、「聖徳を輔成し、文藝・美術・博愛・慈善の事業は、総て皇太后の庇護を蒙らざる者なし。…先帝に奉侍せらるること貞淑温順なるは、以て婦道の亀鑑となすべく、皇子女を撫育せらるること恭謹慈愛なるは、以て母儀の典型となすべし」と称えられている。

（平成二十六年七月十日稿）

（追記） 廣池千九郎（慶応二年〜昭和十三年）は、早くから女子教育の必要性を説き、やがて明治三十三年（一九〇〇）十月、華族女学

校長細川潤次郎の校閲により『高等女学読本』を編纂し、それが翌年四月、「文部省検定済 高等女学校国語教科書」として出版された。

この『読本』を初めて本格的に分析した江島顕一氏の研究報告（平成二十六年十二月三日、現代倫理道德研究会）資料によれば、全十巻四〇三項目中に、明治天皇・美子皇后への御進講を務めたり、皇后の激励を賜わって女子教育に尽くした人々の文章が、数多く採り入れられている。

たとえば、福羽美静の「明治孝節録序」、中村正直の「品行は天下の大勢力なり」など、近藤芳樹の「岩佐岩吉」など、細川潤次郎の「大石義雄の逸事」など、下田歌子の「慶賀の文書く心得」など、小池道子の「皇后宮御発輦の記」など、高崎正風の「天長節歌」など、西村茂樹の「道德の勢力」などである。これらも、美子皇后による女子教育推奨の影響を示す一例といえよう。

尚、新年早々小平美香氏より受贈した同氏「昭憲皇太后と『女学』をめぐる明治の女性たち」（平成二十六年十一月発行『明治聖徳記念学会紀要』復刊五一号）は、本稿に関連するところが少なくない。あわせて参照されたい。

（正月二日）

昭憲皇太后の知育・徳育に関する略年表

凡例

一、出典 宮内庁編『昭憲皇太后実録』三卷(平26、吉川弘文館)
 ↓略称『実録』／宮内庁編『明治天皇紀』一三卷(昭43)
 ↓52、吉川弘文館) ↓略称『紀』／明治神宮謹纂・刊行
 『新輯昭憲皇太后御集』(昭40) ↓略称『御集』
 一、年表は、ほとんど『実録』(上下)に拠り、部分的に『紀』と
 『御集』で補い、必要に応じて()内に頁数を示す。『実録』
 は(上)(下)の区別も。*は参考事項。
 一、年次の下の()は当年の満年齢(誕生日前でも年初から。他
 の人も同様)。進講者のうち、和学者は(和)、漢学者は(漢)、
 洋学者は(洋)で示す。

嘉永三年(一八五〇)(実は同二年)	12	〃	* 8 / 1内廷女官の改革(五年4 / 24にも) 皇后主導。
* 4 / 17(新暦5 / 24) 誕生。左大臣一条忠香の三女(生 母新畑民子、養母伏見宮邦家親王の娘順子女王)。御名、 勝子(まさこ)のち美子(はるこ)	13	〃	米國留学少女津田梅子など激励の御沙汰書を賜る。
1 万延元年(一八六〇)(11歳) 2 / 9 倉橋泰聰に書道の稽古初め。	14	明治六年(一八七三)(24歳) 正 / 7 御講書始で(和) 福羽美静・本 居豊穎・(漢) 元田永孚・(洋) 加藤弘之より進講(紀三 6・上76)	
2 〃 3 / 11 福永らくに箏曲、下橋敬亮に華道を学ぶ。	15	〃	* 2 / 8 吹上御苑で洋服を着て乗馬。
3 慶応二年(一八六六)(17歳) 7 / 26 清水谷公正に和歌を学ぶ。	〃	〃	5 / 御日課の御修学(和) 福羽・(漢) 元田・(洋) 加藤、 ほぼ毎日(上76)
4 慶応三年(一八六七)(18歳) 5 / 15 若松永福に漢籍、村田豊春に茶 道を学ぶ。	16	〃	6 / 24 英照皇太后(40歳)と共に富岡製糸場など巡覧。
5 〃 5 / 26 近衛忠熙に歌道入門。初詠草「寄道祝」 鳥のみち(上17)	〃	〃	① 国民もこころひとつにあふぐらし／めぐみかしこきしき

6 〃 6 / 19 有栖川宮幟仁親王に書道入門
 7 〃 9 / 15 伏見宮諸大夫を務める若江(菅原)家の薫子に漢籍
 (孝経など)を学ぶ。

8 明治元年(一八六八)(19歳) 10 / 5 橋本実麗に笙の稽古始め。
 * 12 / 28 美子女御、入内し皇后に立てらる(明治天皇16歳)
 9 明治二年(一八六九)(20歳) 正 / 23 御講書始で(和) 玉松操・平田
 大角・(漢) 東坊城有長より進講(皇后不出御)(紀二26)
 10 〃 正 / 24 和歌御会始(皇后詠進、以後恒例、省略)
 ② おきつ浪かすみにこめてはるはきぬと／風もなぎたるよ
 もの海はら(上36)

11 明治四年(一八七二)(22歳) 3 / 14 皇居吹上御苑で養蚕の掃立開始。
 ③ いたつきをつめる桑子(くわこ)のまゆごもり／国のに
 しきも織りやいづらむ(御集9)

① 国民もこころひとつにあふぐらし／めぐみかしこきしき
 鳥のみち(上17)

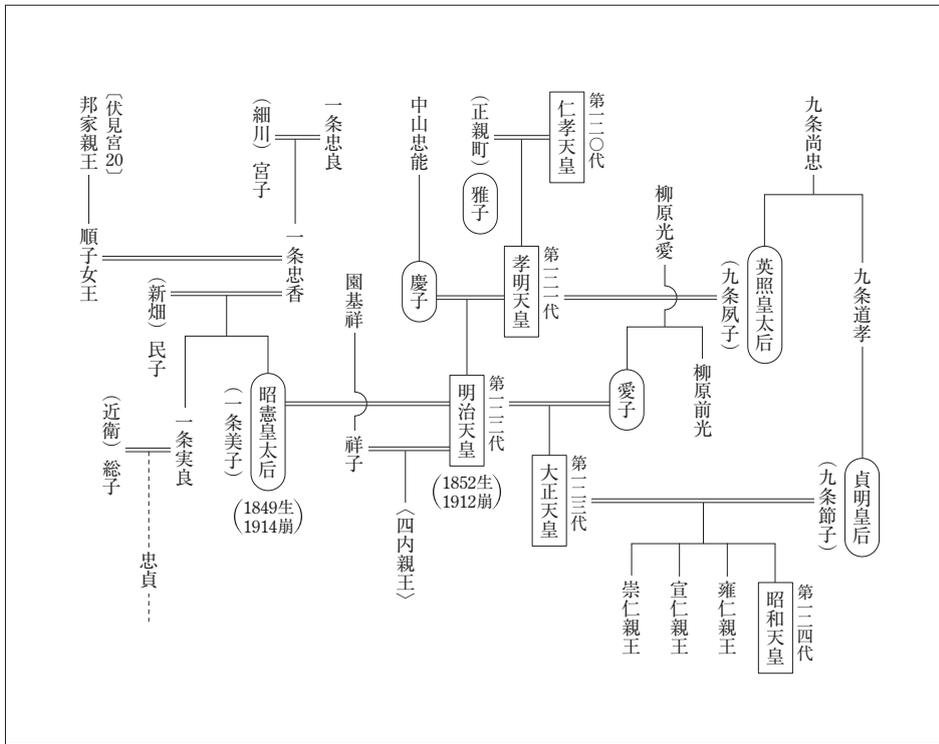
- つづ(上87)
- *11/24 侍講局皇后宮御料の「御書籍総目録」作成。
- 17 〃 〃 〃 11/19 開成学校と東京女学校で授業視察。
- 18 〃 〃 〃 12/5 開拓使仮学校・同女学校で授業視察。
- 19 〃 〃 〃 12/13 『地学用文章』(天文・世界地理書) 女官に配布。
- 20 明治七年(一八七四)(25歳) 正/7 御講書始で(和) 福羽・(漢) 元田・(洋) 加藤より進講(紀三186・上104)
- *3/29 皇后御拝の年中祭祀を定む(元始祭・紀元節祭・神嘗祭・神武天皇例祭・孝明天皇祭、賢所御神楽ほか三例祭)(上110)
- 21 明治八年(一八七五)(26歳) 正/7 御講書始で(和) 福羽・(漢) 元田より進講(紀三379・上120)
- 22 〃 〃 〃 11/29 東京女子師範学校の開業式で令旨を賜わる。授業巡覧。翌九年二月御歌下賜(十一年十月校歌↓文部省唱歌)。
- ⑥みがかずば玉もかがみも何かせむ/まなびの道もかくこそありけれ
- 23 〃 〃 〃 冬、侍講元田永孚、『勸善訓蒙』中のB・フランクリン『自伝』徳目十二項目に「自註」を加え手書して献上。(実は翌九年七月か)。
- 24 明治九年(一八七六)(27歳) 正/7 御講書始で(和) 福羽(漢) 元田(洋) 西村茂樹より進講(紀三354)
- 25 〃 〃 〃 正/14 〃 11/14 (暑中休暇や御違例以外) 日々御修学。(和) 福羽・近藤芳樹・(漢) 元田・(洋) 西村より進講
- 26 〃 〃 〃 7/20 以前天皇奥羽御巡幸中、侍講元田が上杉鷹山の『女訓』及び『弗蘭克林十二徳』の自註を手書きして献上、10/3 元田に御歌を下旨
- 27 明治十年(一八七七)(28歳) 3/31 西南事変の傷痍士卒に手作りの綿撒糸(ガーゼ)等を下賜「官賊の別なく用ひしめよ」(上170)
- 28 〃 〃 〃 9/11より毎晩「内廷夜話」、また11/27より「金曜陪食」に同座
- 29 〃 〃 〃 10/17 華族学校の開校式で令旨を賜わり、授業巡覧
- 30 〃 〃 〃 10/29 〃 12/27 日々(日曜以外) 御修学、永孚『日本外史』等を進講。
- 31 〃 〃 〃 11/27 東京女子師範付属幼稚園で御詞を賜わり巡覧
- 32 〃 〃 〃 12/28 皇后の内旨による福羽美静稿・宮内省刊『明治孝節録』を皇族・高官らに頒賜。
- ①外国(とづくに)の文の林のしたかぜに/なびきなはずぞ大和なでしこ(御集46)
- 33 明治十一年(29歳) 正/7 御講書始で(和) 近藤・(漢) 元田・(洋) 西村より進講(紀四350)
- *「修身の道は、天皇の常に重んじたまふ所にして、既に(常に)皇后に話するに正心・慎独等の題を以て歌を詠ぜしめたまふ」(紀)
- ②慎独/人しれず思ふころのよしあしも/照らし分くらむ天地のかみ(御集45)
- 34 〃 〃 〃 正/12より平常の御修学。(和) (漢) 元田・(洋) 西村より進講
- 35 〃 〃 〃 5/3 『明治孝節録』未収の善行美績調査を内命。
- 36 明治十二年(一八七九)(30歳) 正/7 御講書始で(和) 近藤・(漢) 元田・(洋) 西村より進講(紀四592)
- ③たらちねの親に逢(あい)みる心ちして/くりかえしけりふみの一巻

- 37 正／13／10／2日々(暑中休暇等以外) 御修学。(和)(漢)
元田・(漢) 副島種臣より進講
- 38 正／18 歌御会始で一般国民の預選歌も披講(恒例化)
①日のみはたたくかかげて国たみの／あふぐやとしのひ
かりなるらむ(御集3)
- 39 3／13 東京女子師範の第一回卒業式に令旨を賜わり巡覧
* 8／31 皇子嘉仁親王(のち大正天皇) 誕生(生母権典侍
柳原愛子)
- 40 12／15 外務卿井上馨妻武子らより米欧実況を聴取。
明治十三年(一八八〇)(31歳) 正／7 御講書始で(漢) 元田・
(洋) 西村より進講(紀五)
- 41 11／18 初めての観菊会で外国公使ら夫妻に握手(翌年4／
26 観桜会でも)
- 42 明治十四年(一八八一)(32歳) 正／7 御講書始で(漢) 元田より進
講(紀五258)
- 43 正／27より平常の御修学。(漢) 元田・副島・(洋) 西村よ
り進講。
- 44 5／24 東京女子師範付属小を巡覧(東京師範付属小生徒の
合唱も)
- 45 11／2 新宿御苑内の華族養蚕社製糸場と稲刈を巡覧
- 46 明治十五年(一八八二)(33歳) 正／7 御講書始で(和) 池原春釋・
(漢) 元田・西尾為忠・西村より進講(紀五608)
- 47 正／23より平常の御修学。(漢) 元田・(洋) 西村より進講。
- 48 明治十六年(一八八三)(33歳) 正／6 御講書始で(和) 高崎正風・
(漢) 元田・(洋) 西村より進講(紀六4)
- 49 3／27 博愛社(同二十年五月より日本赤十字社)に毎年御
唱歌)
- 50 * 10／6 出雲大社分霊を中山忠能邸に遷し嘉仁親王毎日拝礼
11／28 皇太后(50歳)と学習院へ行啓「女子教則」受納し
教場巡覧
- 51 明治十七年(一八八四)(35歳) 正／7 御講書始で(和) 池原香釋・
(漢) 元田・児玉源之丞より進講(紀六159)
- 52 3／25 京都の平安学校(華族子弟教育に五百円下賜)
明治十八年(一八八五)(36歳) 正／7 御講書始で(和) 福羽・
(漢) 元田・(洋) 西村より進講(紀六349)
- 53 11／13 華族女学校の開校式で令旨を賜わり授業巡覧
- 54 11／19 皇太后(52歳)と鹿鳴館の婦人慈善会(バザー)巡覧
明治十九年(一八八六)(37歳) 正／7 御講書始で(和) 福羽・
(漢) 根本通明・(洋) 西村より進講(紀六529)
- 55 2／4 華族女学校で授業巡覧(以後再三)、『日本文明史
略』下賜
- 56 5／29 皇太后(53歳)と高等師範学校で授業巡覧
- 57 7／30 華族女学校の卒業式に洋装で行啓(以後慣例化)
- 58 10／26 婦人慈善会有志共立の東京(慈恵)病院総裁に就任
明治二十年(一八八七)(38歳) 正／7 御講書始で(和) 物集高見・
(漢) 元田より進講(紀六677)
- 59 正／17 女子の洋装と国産服地の使用勸奨の思召書を賜う。
- 60 2／3 京都府高等女学校へ行啓 2／16 大阪府高校女学校
へ行啓
- 61 2／22 愛知県尋常師範学校で授業御覧。
- 62 3／18 華族女子校に御歌「金剛石」「水は器」下賜(校歌↓
唱歌)

- 92 〃 7/18華族女学校卒業式で税所篤子歌集『御垣下草』下賜
 明治二十六年(一八九三)(44歳)正/9御講書始で(和)物集・
 (漢)川田・(洋)西村より進講(紀八182)
- 93 〃 2/17シカゴ世界大博覧会に御染筆の御歌色紙を御貸下
 〃 10/16女子高等師範へ行啓。賜金により『女四書』『童子
 訓』翻刻頒与
- 94 〃 明治二十七年(一八九四)(45歳)正/6御講書始で(和)本居・
 (漢)川田・(洋)細川潤次郎より進講(紀367)
- 95 *3/9大婚二十五年祝典(銀婚式)で天皇・皇后が馬車
 同乗
- 96 〃 6/26対馬の協立厳原病院に三百円下賜
- 97 〃 10/8日清戦争中、御自製の包帯五千個、10/19同六千個
 下賜(11/13も)
- 98 〃 明治二十八年(一八九五)(46歳)正/15将兵・清国捕虜に義手・義
 足を下賜。3/22広島陸軍予備病院(24・26・28も)3/
 30呉鎮守府病院で慰問
- 99 ②いかにして日をおくるらむ国のため/身をそこなひしま
 すらをのとも
- 100 〃 5/26京都で内国勸業博覧会を巡覧。
- 101 〃 明治二十九年(47歳)5/18女子高等師範で授業巡覧。
- 102 〃 6/3華族女学校で税所敦子編『内外詠史歌集』下賜。
- 103 〃 11/20大日本女学会発行『女子講義』に御歌下付
- 104 〃 ③よるひかる玉もなにせん身をてらす/ふみこそ人のたか
 らなりけれ
- 明治三十年(一八九七)(48歳)
- *正/11英照皇太后(64歳)危篤見舞・崩御4/19御陵参拜
- 105 〃 明治三十一年(一八九八)(49歳)11/19華族女学校で運動会御覧
 (恒例化)
- 106 〃 明治三十二年(一八九九)(50歳)正/7御講書始で(和)本居・
 (漢)三島毅・(洋)細川より進講(紀九576)
- 107 〃 3/15日本赤十字社と東京慈恵医院・東京養育院・福田会
 育兒院への補助金・年金、各々大増額。
- 108 〃 4/21東京音楽学校で演奏御覧
- 109 〃 明治三十三年(一九〇〇)(51歳)正/6御講書始で(和)本居・
 (漢)三島・(洋)細川より進講(紀九746)
- 110 *5/10皇太子嘉仁親王(21歳)九条節子姫(15歳)と賢
 所大前で成婚。
- 111 〃 7/3皇太子妃と近郊にお出かけ(以後ほぼ毎月二回)
- 112 〃 7/31北清事変の内外傷病將兵に慰問の女官派遣
- 113 〃 明治三十四年(一九〇一)(52歳)4/29皇孫裕仁親王誕生(生母節
 子妃)
- 114 〃 6/18東京の共済慈善会と婦人共立育兒会に各七百円下賜。
- 115 〃 10/25東京の日本女子大学に二千円下賜。
- 116 〃 明治三十五年(一九〇二)(53歳)正/7御講書始で(和)本居・
 (漢)三島・(洋)三島より進講(紀十177)
- 117 〃 2/7菅原道真の一千九百年祭に御歌下賜
- 118 〃 ④君をおもふまことの道の一筋は/かねてもしるしはなつ
 矢先に
- ⑤うづもれし人を惜みて青森の/雪をいかにといはぬ日ぞ
 なき
- 明治三十六年(一九〇三)(54歳)正/6御講書始で(和)本居・

- 119 〃 (漢) 南摩綱紀・(洋) 細川より進講(紀十354)
- 120 明治三十七年(一九〇四)(55歳) 3/26 4/7日露傷痍軍人に義眼・義肢を下賜
- 121 〃 7/8御歌所長高崎正風子息戦死に御歌を下賜
- 122 明治三十八年(56歳) 正/6御講書始で(和) 木村正辞・(漢) 重野安繹・(洋) 細川より進講(紀十一7)
- 123 〃 4/2愛国婦人会の総会で初めて令旨を賜う。
- 124 明治三十九年(一九〇六)(57歳) 5/3靖国神社臨時大祭で御拜、御歌下賜。
- 125 明治四十年(一九〇七)(58歳) 8/13福羽美静(67)薨去、祭資二千円下賜。
- 126 明治四十一年(一九〇八)(59歳) 正/6御講書始で(和) 猪熊夏樹・(漢) 重野・(洋) 穂積八束より進講(紀十二2)
- 127 〃 6/3東京蚕業講習所で養蚕・製糸を巡覧。
- 128 〃 7/8東京盲啞学校で授業巡覧。
- 129 明治四十二年(一九〇九)(60歳) 10/2皇大神宮式年遷宮を遙拝。
- 130 明治四十三年(一九一〇)(61歳) 正/12御講書始で(和) 猪熊・(漢) 三島・(洋) 穂積より進講(紀十二340)
- 131 明治四十四年(一九一一)(62歳) 正/10御講書始で(和) 猪熊・(漢) 三島・(洋) 穂積より進講(紀十二541)
- 132 〃 5/17東京慈恵会に御染筆の御歌下賜。
- 133 〃 5/20 5/21皇后で史上初めて伊勢両宮に参拝
- 134 〃 11/18北白川宮成久王妃房子内親王(21歳)に御歌下賜。
- 135 明治四十五年(一九一二)(63歳) 正/10御講書始で(和) 猪熊・(漢) 星野恒・(洋) 穂積より進講(紀十二724)
- 136 〃 3/2御歌所長高崎正風(78歳)薨去、祭資二千円下賜。
- 137 〃 4/20万国赤十字連合に「平時救護事業奨励基金」として十万円寄贈(5/9ワシントンの総会で受領感謝)
- 138 〃 *7/19天皇(60歳)危篤、皇后連日看護、7/29夜十時四二分、天皇崩御(二時間後発喪)
- 139 大正元年(一九一二)(63歳)
- 140 大正二年(一九一三)(64歳)
- 141 〃 *7/30皇太子嘉仁親王(33)踐祚、「大正」と改元
- 142 〃 *9/30京都伏見桃山陵に参拝。
- 143 〃 *10/2京都内外の慈善事業施設に二千円下賜。
- 144 〃 *11/24徳川慶喜(66歳)葬去、祭資千円下賜。
- 145 大正三年(一九一四)(65歳) 正/19歌御会始に皇太后として詠進
- 146 〃 ⑤あらたまのことにしをちよのはじめにて/いやさかゆらむいせのかみすぎ
- 147 〃 *3/26沼津御用邸で狭心症、4/11青山御所で崩御
- 148 〃 *5/9御追号「昭憲皇太后」と治定、5/24御大喪
- 149 〃 ⑥人のみぬ時としてころゆるひなく/みのおこなひをまもりてしかな

明治天皇・昭憲皇太后の関係略系図



明治天皇・昭憲皇太后の関係人物在世年表

年	人物	生年	没年	年齢
1831	孝明天皇	1831	1866	(35)
1833	九条夙子 = 英照皇太后	1833	1897	(64)
1836	中山慶子	1836	1907	(71)
1852	明治天皇	1852	1912	(60)
1849	一条美子 = 昭憲皇太后	1849	1914	(65)
1855	柳原愛子	1855	1943	(88)
1812	一条忠香	1812	1862	(50)
1879	大正天皇	1879	1926	(47)
1884	九条節子 = 貞明皇后	1884	1951	(67)
1801	近藤芳樹	1801	1880	(79)
1818	元田永孚	1818	1891	(73)
1828	西村茂樹	1828	1902	(74)
1828	副島種臣	1828	1905	(77)
1831	福羽美静	1831	1907	(76)
1832	中村正直	1832	1891	(59)
1834	本居豊穎	1834	1913	(79)
1835	若江薫子	1835	1881	(46)
1836	高崎正風	1836	1912	(76)
1836	加藤弘之	1836	1916	(80)
1841	渋沢栄一	1841	1931	(90)
1846	箕作麟祥	1846	1897	(51)
1854	下田歌子	1854	1936	(82)